

事 務 連 絡
平成25年5月22日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会

農薬等のインポートトレランス申請に係る手続について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課より通知がありましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
平成25年5月20日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課

農薬等のインポートトレランス申請に係る手続について

標記については、平成16年2月5日付け食安発第0205001号により指針を示している
ところでは、

これまで、残留基準設定及び改正の要請時に、当該農薬等の使用国における基準値を確
認していましたが、使用国における農薬等の基準値設定及び使用開始後、当該農薬が使用
された食品を我が国へ速やかに輸出したいとの要望があったことから、本指針の運用につ
いて見直しを行い、今後は、要請後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用
医薬品部会における審議の開始までに使用国における基準値を確認することとしましたの
でお知らせします。

なお、要請時に、使用国における基準値が設定されていない場合、基準値設定の進捗状
況について御報告いただきます。

